

第1章 計画の策定に当たって

第1節 市の概要

本市は、神奈川県中西部に位置する都市で、地勢は、中央部の伊勢原台地を中心に北部に大山を擁し、南部は相模平野が広がっています。東部及び北部は厚木市に接し、南部は平塚市、西部は秦野市と接しています。

本市の概要は、次のとおりです。

人 口：101,780 人（令和 2 年国勢調査）
世 帯 数：45,361 世帯（令和 2 年国勢調査）
面 積：55.56 km²
市制施行：昭和 46 年 3 月 1 日

第2節 計画策定の背景と趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）では、同法の目的である「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」を踏まえ、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされています。また、国の「ごみ処理基本計画策定指針」では、「一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね 10 年から 15 年先において、概ね 5 年ごとに改定する。」と定義されています。

伊勢原市ごみ処理基本計画（以下「本計画」という。）は、令和 13 年度を最終目標年度とし、平成 29 年 3 月に伊勢原市ごみ処理基本計画を策定していますが、策定から 5 年が経過するため、新たな社会情勢への対応も踏まえて改定することとしました。この間、せん定枝から段階的に拡大した草木類の資源化や、木質系粗大ごみの資源化など、新たな施策に取り組むほか、3 キリ運動や分別の徹底などの意識啓発を行い、ごみ減量化・資源化に努め、一定の成果をあげることができました。

しかしながら、老朽化が進み、年々修繕費用が増す伊勢原清掃工場の 90 t / 日焼却施設を早期に稼働停止し、はだのクリーンセンター 1 施設体制へ移行することにより、安定した施設の稼働や、ごみ処理費用の抑制にもつながるため、更なるごみ減量化・資源化の施策を展開する必要があります。

また、国では平成 30 年 6 月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化 ②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環 ③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げています。

なお、環境負荷削減を進める上で、国連が掲げる「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成のためにも、ごみの処理は重要な課題であることから、SDGs の理念を踏まえた計画とすることが必要です。

このような状況の変化を踏まえつつ、新たに令和 13 年度までの本計画を改定し、今後のごみ処理行政の方向性と施策を示すものです。

近年の廃棄物処理等に関連する主要な法律の制定経過は、表 1-1 に示すとおりです。

表 1-1 廃棄物処理等に関連する主要な法律の制定経過

年 月	法 律 名	主な内容
平成7年6月	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (通称：容器包装リサイクル法)	びん、缶、プラスチック等の全ての容器包装廃棄物を対象に、分別収集とその再商品化促進の措置を講じた。
平成9年6月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (通称：廃棄物処理法) の改正	廃棄物の適正処理を確保するため、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに、施設の信頼性・安全性の向上等を推進するよう改正された。
平成10年6月	特定家庭用機器再商品化法 (通称：家電リサイクル法)	小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集、運搬及び再商品化等について規定された。
平成11年7月	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準、必要な規制、汚染土壤に係る措置等が規定された。
平成12年5月 ～6月	循環型社会形成推進基本法 [※] 廃棄物処理法の改正 資源の有効な利用の促進に関する法律 (通称：資源有効利用促進法) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (通称：建設リサイクル法) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (通称：食品リサイクル法) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (通称：グリーン購入法)	循環型社会形成推進基本法を頂点とした、循環型社会を目指す法体系が整備された。
平成18年6月	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律 (通称「容器包装リサイクル法」の改正)	制定 10 年を機に、特定業者、市町村、消費者が連携し、一体となってより排出抑制に努めていくよう改正された。
平成19年12月	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律 (通称：「食品リサイクル法」の改正)	対象事業者の定期報告の義務化と事業者による食品リサイクルの取組を更に円滑にする目的で改正された。
平成25年4月	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (通称：小型家電リサイクル法)	使用済小型電子機器などの再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るための枠組みが整備された。
平成27年8月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (通称：廃棄物処理法) の改正	非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する事項等についての基準の追加、非常災害時に市町村が設置する一般廃棄物処理施設に関する都道府県知事への事前協議の方法等につ

年 月	法 律 名	主 内 容
		いて定められた。
平成28年1月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的なかつ計画的な推進を図るための基本的な方針 (通称：廃棄物処理基本方針)の改正	循環型社会形成推進基本法を踏まえ、一般廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用等の実現のために必要な施策の策定や、地球温暖化対策のために廃棄物発電等のエネルギー回収に努めるよう改正された。
平成30年4月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律	食品廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理事案の発生や雑品スクラップの保管等による火災の発生、有害物質の漏出等への課題解決のため、廃棄物の不適正処理への対応の強化や有害使用済機器の適正な保管の義務付け等について定められた。
平成30年4月	第五次環境基本計画	地球規模の環境の危機を反映し、SDGs を掲げた国際的合意がなされたことから、国の現状と国際的な潮流を踏まえ、策定した。
平成30年6月	第四次循環型社会形成推進基本計画	経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、地域活性化や徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、国が講ずべき施策を示した。
令和元年5月	プラスチック資源循環戦略の策定	第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略を策定した。
令和元年10月	食品ロスの削減の推進に関する法律	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針を定めること等により、食品ロスの削減を推進することを目的として定められた。
令和3年6月	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じた。

※平成12年には、循環型社会を目指す基本的枠組みを決める「循環型社会形成推進基本法」が成立し、廃棄物の適正処理とリサイクルの推進に関する一般的な仕組みを廃棄物処理法、資源有効利用促進法で担う法体系が整備された。さらに容器包装リサイクル法、家電リサイクル法など既に成立している法律に加え、食品リサイクル法、建設リサイクル法、グリーン購入法による個別の物品を対象とした規制法が成立している。循環型社会形成推進基本法では、「循環型社会」「持続的社会」の実現に向けて、ごみを「廃棄物」と考えるのではなく「循環資源」と捉えており、施策の優先順位を発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(マテリアル・リサイクル)、熱回収(サーマル・リサイクル)、適正処分の順に定めている。

第3節 計画の対象となる廃棄物

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、本計画の対象とする廃棄物は、図 1-2 に示すとおり、市内で発生する一般廃棄物のうち、生活排水（し尿、浄化槽汚泥及び雑排水）及び、災害廃棄物を除いたものとします。

なお、生活排水については、別途「伊勢原市生活排水処理基本計画」を策定しています。

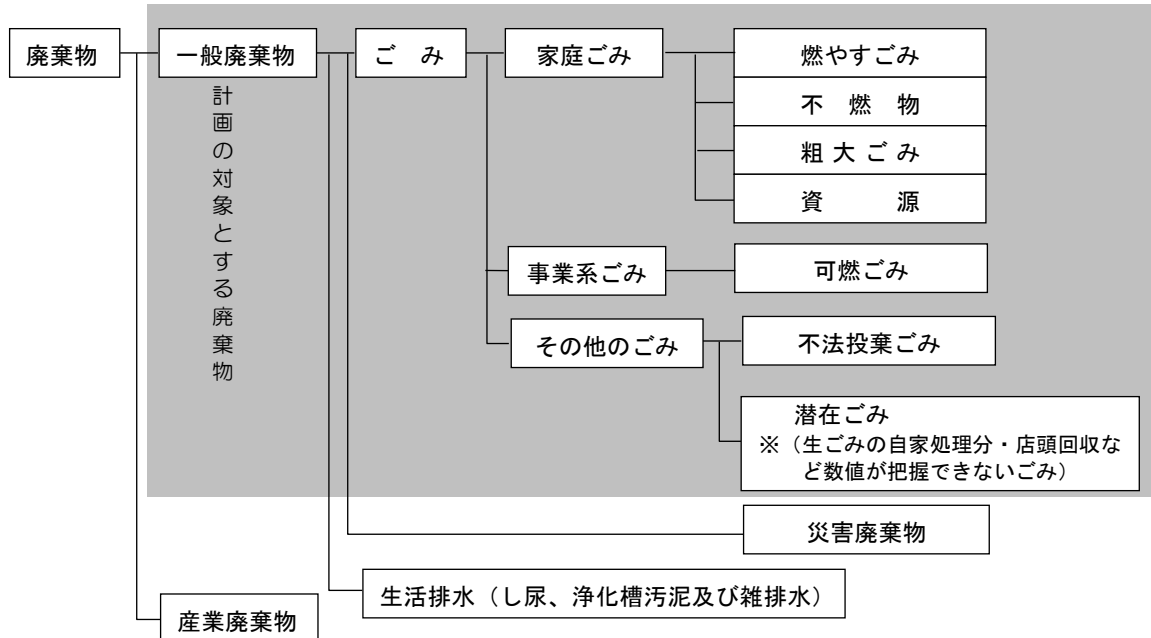


図 1-2 本計画で対象とする廃棄物

第4節 計画の目標年次

本計画の計画期間は、図 1-3 に示すとおりです。

本計画は、平成 29 年度を初年度、令和 13 年度を最終目標年度とする 15 年間の計画です。策定から 5 年目に当たる令和 3 年度を迎え、平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間で踏まえて、今改定では令和 4 年度から令和 13 年度までを見直し期間とします。これにより、中間目標年度を令和 3 年度から令和 8 年度へ移行します。

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
内容・計画期間	現 ご み 処 理 基 本 計 画 策 定	←	計画期間(平成29年度～令和13年度)													
			計 画 初 年 度	改 定 初 年 度	中 間 目 標 年 度	最 終 目 標 年 度	見直し期間(令和4年度～令和13年度)									

※ P30 表 4-1「数値目標」を参照

図 1-3 計画期間

第5節 関連計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物処理法」第6条第1項及び「伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例」（以下「市条例」という。）第9条第1項の規定に基づき策定しているものです。

関連計画等との関係は、図1-4に示すとおりです。

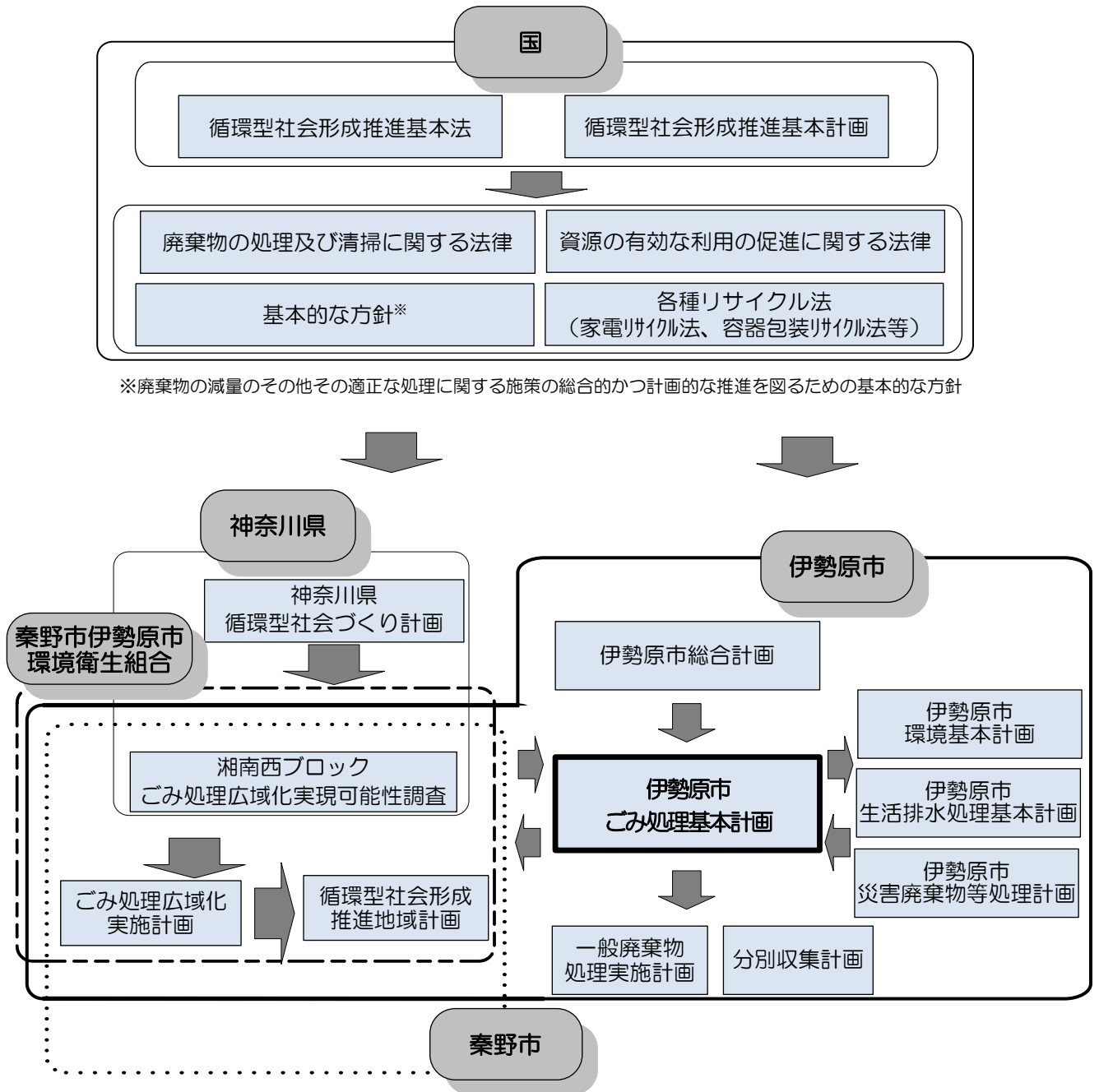


図1-4 関連計画等との関係